

設問番号	I. (1)
解答例	『世界図絵』は、17 世紀ヨーロッパの教育方法が大きく転換する局面において登場した書物であり、従来の抽象的・ラテン語中心の教授法から、学習者の経験に基づく理解を重視する教授法への移行を象徴する教材である。当時の学校教育は、ラテン語文法の暗記や抽象的概念の詰め込みが主流であり、初学者にとって理解困難であった。こうした状況に対し、コメニウスは学習者の自然的発達に即した教授法を提唱し、感覚を基礎とする学びを重視した。『世界図絵』は、絵図とテキストを対応させることで、視覚と言語を統合した学習を可能にした点に革新性があった。絵を見て物を学び、言葉を添えて理解を深めることで、視覚的理解を基盤とした教授法が意図されている。この方法は、抽象的概念を具体化し、初学者の認知発達に適合した段階的学習を可能にした。また、ラテン語と母語を併記する構成は、母語による理解を重視する近代的教育観の先駆けであった。 このように、『世界図絵』は、従来のラテン語偏重・抽象中心の教育から、経験・視覚中心の教育へと転換する流れを具体化した書物であり、近代教育の基礎を形成する教材として大きな意義をもつ。
出題の意図	大問 I は、人間科学研究科のアドミッションポリシーに掲げる「1. 学修に必要な人間科学全般、および各専門分野（教育学、社会福祉学、心理学）の基礎学力及び専門分野における知識・技能、適性、倫理感」に関わり、教育学分野の基礎学力及び知識・技能等を問う問題である。 設問（1）では、コメニウス『世界図絵』という具体的教材を手がかりに、近世ヨーロッパの教育方法の変化を歴史的背景と関連づけて論じる力を問うた。視覚教材の導入、母語教育の重視、経験主義的教授法など、教育方法の転換を構造的に把握すること、教育の歴史的事象を学術的に理解する力を重視した。

設問番号	I. (2)
解答例	コメニウスの教育思想は、近代学校教育の制度的・構造的基盤に深い影響を与えた。まず、彼が主張した全民就学の理念は、身分・性別・貧富を問わず教育を受ける権利を認めるものであり、19 世紀以降の義務教育制度の思想的源流となった。教育を万人に開くという発想は、近代国家の学校制度整備において中心的役割を果たした。 次に、世界の秩序を総合的に理解するための「汎知学」の構想は、学問を体系化し段階的に教授するという近代学校の教科体系形成に影響を与えた。学問を広く統一ある体系として提示するという発想は、標準化された教科書や全国的カリキュラムの整備につながった。 さらに、コメニウスは学習者の心理・発達に配慮した科学的で快適な学びを重視し、体罰や詰め込みを批判した。この考え方は、教育心理学の成立や児童中心主義の萌芽として近代教育に受け継がれた。また、学習内容を時間的に区分し規則的に学ばべきだとする彼の構想は、近代学校の時間割制度の思想的起源となり、学校運営の標準化・効率化に寄与した。

	こうした点を踏まえ、コメニウスの教育思想は、学校制度・カリキュラム・教授法・学校運営の諸側面において、近代学校教育の構造を形成する基盤となったと評価できる。
出題の意図	設問（２）では、コメニウスの教育思想が近代学校教育に与えた影響を、制度・カリキュラム・教授法・学校運営など複数の側面から体系的に論じる力を求めた。提示されたキーワードを手がかりに、近代学校制度の形成過程を思想的観点から説明すること、教育制度の構造的な理解や教育課題の分析力を重視した。

設問番号	Ⅱ.（１）
解答又は 解答例	教育委員会は、①政治的中立性の確保、②継続性、安定性の確保、③地域住民の意向の反映という３点を理念として設置されている。この理念を実現するため、制度上、首長からの独立性を担保するため行政委員会の仕組みを採用している。また、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定となるよう合議制を採用している。さらに、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するようレイマンコントロールの仕組みを採用している。 教育委員会は、社会の変化を踏まえた教職員の資質・能力の向上、いじめや体罰といった児童・生徒間、児童・生徒-教師間の重大な問題や、貧困問題への対応、教職員の働き方改革といった社会的要請に対して取り組むことが求められている。 一方、教育委員会は意思決定が遅いとの批判や学校教育関係者がそのポストを占め、地域住民の意向を反映できていないとの批判は根強くあり、教育委員会自身の変化も課題となっている。
出題の意図	大問Ⅱもまた、人間科学研究科のアドミッションポリシーに掲げる「Ⅰ. 学修に必要な人間科学全般、および各専門分野（教育学、社会福祉学、心理学）の基礎学力及び専門分野における知識・技能、適性、倫理感」に関わり、教育学分野の基礎学力及び知識・技能等を問う問題である。 設問（１）では、教育行政の執行機関である教育委員会の制度的理解をもとに、基本的な理念や特徴を論じる力、また現代の社会的、政治的、経済的な環境において教育委員会が直面している課題を論じる力を求めた。

設問番号	Ⅱ.（２）
解答又は 解答例	コミュニティ・スクールとは一般的に学校運営協議会の設置された学校のことをいう。学校運営協議会は地域住民や保護者などを委員とする合議体であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる、という３つの権限を有している。 これらの権限に照らせば、制度上、学校運営協議会は校長や教職員に優越する立場

	にあり、校長の一部の経営権限が委ねられた存在であるが、実態としては合議の中で対等な立場で地域住民や保護者を巻き込んだ新たな教育活動を創発することが多い。これは地域の活性化と結びつくことが多く、全国的にコミュニティ・スクールが増加する要因となっている。
出題の意図	設問（２）では、コミュニティ・スクールに対する制度的理解をもとに、その制度の内容を論じる力、また現代におけるコミュニティ・スクールの増加傾向について地域の諸課題を踏まえつつ分析し、論じる力を求めた。